

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令の一部改正

法第七条第一項に規定する認定を申請することができる拠点施設整備事業の規模について、次に掲げる区域以外の区域において施行される拠点施設の整備に関する事業にあつては○・二ヘクタールとすること。

一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及び同条第四項に規定する近郊整備地帯

二 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及び同条第四項に規定する近郊整備区域

三 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区域

（第二条関係）

第二 附則

この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。